

第十三号議案

江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和五年二月十五日

提出者 江戸川区長 斉藤 猛

江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例の一部を改正する条例
江戸川区立くすのきカルチャーセンター条例（昭和五十二年四月江戸川区条例第十九号）の一部を次のように改正する。

第二条の表江戸川区立東部くすのきカルチャーセンターの項中「江戸川区瑞江四丁目一九番一〇号」を「江戸川区西瑞江三丁目三九番地」に改める。

付 則

この条例は、令和五年四月一日から施行する。

（説明）

江戸川区立下鎌田西小学校の統合の実施に伴い、江戸川区立東部くすのきカルチャーセンターの位置を改める必要があるので、本案を提出いたします。